

令和元年度

国東市特定環境保全公共下水道事業
特別会計補正予算書

(9月議会)

第 1 号

議案第 75 号

令和元年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度国東市の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ691千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ785,091千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年 9月 3日 提 出

国東市長 三 河 明 史

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
6 繰入金		400,408	371	400,037
	1 他会計繰入金	400,405	371	400,034
7 繰越金		10,001	62	10,063
	1 繰越金	10,001	62	10,063
9 市債		83,500	1,000	84,500
	1 市債	83,500	1,000	84,500
歳入合計		784,400	691	785,091

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 総務費		182,429	419	182,010
	1 総務管理費	182,429	419	182,010
2 施設整備費		159,126	1,110	160,236
	1 施設整備費	159,126	1,110	160,236
3 船団事業費		83,878	0	83,878
	1 船団事業費	83,878	0	83,878
歳 出 合 計		784,400	691	785,091

第 2 表 地方債補正

1 変更分

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債 特定環境公共下水道事業（安岐処理区）	29,400	証書借入または証券発行による。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れるものについては、利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることが出来る。	29,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
過疎対策事業債 特定環境公共下水道事業（安岐処理区）	29,200				29,700			

特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計
6 繰入金	400,408	371	400,037
7 繰越金	10,001	62	10,063
9 市債	83,500	1,000	84,500
歳入合計	784,400	691	785,091

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	182,429	419	182,010	0	0	481	62
2 施設整備費	159,126	1,110	160,236	0	1,000	110	0
3 船団事業費	83,878	0	83,878	0	0	1	1
歳出合計	784,400	691	785,091	0	1,000	372	63

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

6款 繰入金

1項 他会計繰入金

1目 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	400,405	371	400,034	1 一般会計繰入金	371	一般会計繰入金 一般分繰入金 41,206 + 481 = 40,725 建設改良費繰入金(安岐処理区) 9,199 + 110 = 9,309 小計 400,405 + 371 = 400,034 計 400,405 + 371 = 400,034
計	400,405	371	400,034			

7款 繰越金

1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	10,001	62	10,063	1 繰越金	62	繰越金 10,000 + 63 = 10,063 小計 10,000 + 63 = 10,063 船団事業費繰越金 1 + 1 = 0 小計 1 + 1 = 0 計 10,001 + 62 = 10,063
計	10,001	62	10,063			

9款 市債

1項 市債

(単位：千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1 下水道事業債	83,500	1,000	84,500	1 下水道債	1,000	下水道事業債 特定環境公共下水道事業(安岐処理区) 29,400 + 500 = 29,900 小計 47,200 + 500 = 47,700 過疎対策事業債

9款 市債
1項 市債

1目 下水道事業債

(単位：千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
						特定環境公共下水道事業(安岐処理区)
						29,200 + 500 = 29,700
						小計 36,300 + 500 = 36,800
						計 83,500 + 1,000 = 84,500
計	83,500	1,000	84,500			

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

1 目 一般管理費

(単位：千円)

目	補正前 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節		説 明			
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他							
1 一般管理費	62,562	880	61,682				880	2 給料	895	一般職給料			
										10,348 +	895 =	9,453	
								小計		10,348 +	895 =	9,453	
								計		10,348 +	895 =	9,453	
								3 職員手当等	103	扶養手当			
										282 +	288 =	570	
								小計		282 +	288 =	570	
								住居手当					
										36 +	288 =	324	
								小計		36 +	288 =	324	
								通勤手当					
										214 +	88 =	126	
								小計		214 +	88 =	126	
								管理職手当					
										600 +	180 =	420	
								小計		600 +	180 =	420	
								期末勤勉手当					
										4,617 +	378 =	4,239	
								小計		4,617 +	378 =	4,239	
								退職手当組合負担金					
		1,924 +	53 =	1,977									
小計		1,924 +	53 =	1,977									
児童手当													
		0 +	120 =	120									
小計		0 +	120 =	120									
計		8,845 +	103 =	8,948									
4 共済費		88	共済組合納付金										
			3,163 +	88 =	3,075								

1 款 総務費

1 項 総務管理費

1 目 一般管理費

(単位：千円)

目	補正前 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節		説 明			
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他							
										小計	3,163 +	88 =	3,075
										計	3,163 +	88 =	3,075
2 施設管理費	119,867	461	120,328			繰入金 481	942	2 給料	11	一般職給料	13,194 +	11 =	13,205
										小計	13,194 +	11 =	13,205
										計	13,194 +	11 =	13,205
								3 職員手当等	332	扶養手当	708 +	135 =	573
										小計	708 +	135 =	573
										住居手当	519 +	207 =	726
										小計	519 +	207 =	726
										通勤手当	307 +	276 =	583
										小計	307 +	276 =	583
										期末勤勉手当	5,574 +	25 =	5,549
										小計	5,574 +	25 =	5,549
										退職手当組合負担金	3,366 +	94 =	3,460
										小計	3,366 +	94 =	3,460
										児童手当	385 +	85 =	300
										小計	385 +	85 =	300
										計	11,859 +	332 =	12,191
								4 共済費	118	共済組合納付金	3,936 +	118 =	4,054
										小計	3,936 +	118 =	4,054

1 款 総務費

1 項 総務管理費

2 目 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									計	3,936 + 118 = 4,054
計	182,429	419	182,010	0	0	481	62			

2 款 施設整備費

1 項 施設整備費

(単位：千円)

目	補正前 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 公共下水道事業費	159,126	1,110	160,236		1,000	繰入金 110		15 工事請負費	1,110	資産形成事業（建物以外） 管渠等更新工事 5,000 + 1,110 = 6,110 小計 10,300 + 1,110 = 11,410 計 10,300 + 1,110 = 11,410
計	159,126	1,110	160,236	0	1,000	110	0			

3 款 船団事業費

1 項 船団事業費

(単位：千円)

目	補正前 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 船団事業費	83,878	0	83,878			繰越金 1	1			財源更正
計	83,878	0	83,878	0	0	1	1			

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円)	期末手当 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等 議 員										
	その他の特別職										
	計										
補正前	長 等 議 員										
	その他の特別職										
	計										
比 較	長 等 議 員										
	その他の特別職										
	計										

長等には「教育長」を含む

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	7 (0)		22,658	21,139	43,797	7,129	50,926	
補正前	7 (0)		23,542	20,704	44,246	7,099	51,345	
比 較	(0)		△ 884	435	△ 449	30	△ 419	

()内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)	退職手当組合 負担金(千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	1,143	1,050	709	2,152	420	420	9,788		20	5,437	
	補正前	990	555	521	2,152	385	600	10,191		20	5,290	
	比 較	153	495	188		35	△ 180	△ 403			147	
職員手当の内訳	区分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)								
	補正後											
	補正前											
	比 較											

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 884	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 884	・異動等△884	
職員手当	435	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	435	・異動等+435	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア. 職員1人当り給与

区 分		一 般 職		技能労務職	
平成31年 4月1日現在	平均給料月額 (円)	338,885			
	平均給与月額 (円)	386,122			
	平均年齢 (歳)	44.1			
平成31年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	358,750			
	平均給与月額 (円)	403,575			
	平均年齢 (歳)	48.4			

イ. 初任給

区分	一 般 職	技能労務職
高校卒	153,000	153,000
大学卒	187,200	

(国の制度)

区分	行政職(一)	行政職(二)
高校卒	148,600	146,000
大学卒	180,700	—

ウ. 級別職員数

区 分	一 般 職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成31年4月1日現在	7 級	(0)	(0)	6 級	(0)	(0)
	6 級	1 (0)	14.3 (0)	5 級	(0)	(0)
	5 級	3 (0)	42.8 (0)	4 級	(0)	(0)
	4 級	1 (0)	14.3 (0)	3 級	(0)	(0)
	3 級	1 (0)	14.3 (0)	2 級	(0)	(0)
	2 級	1 (0)	14.3 (0)	1 級	(0)	(0)
	1 級	(0)	(0)	計	(0)	(0)
平成31年1月1日現在	7 級	1 (0)	25.0 (0)	6 級	(0)	(0)
	6 級	1 (0)	25.0 (0)	5 級	(0)	(0)
	5 級	(0)	(0)	4 級	(0)	(0)
	4 級	1 (0)	25.0 (0)	3 級	(0)	(0)
	3 級	(0)	(0)	2 級	(0)	(0)
	2 級	1 (0)	25.0 (0)	1 級	(0)	(0)
	1 級	(0)	(0)	計	(0)	(0)
計	4 (0)	100.0 (0)	計	(0)	(0)	

()内は、再任用短時間勤務職員で外教

(級別の標準的な職務内容)

区 分	職務の級	職 務
一般職	1 級	主事の職務
	2 級	主任の職務
	3 級	主査の職務
	4 級	副主幹又は係長の職務
	5 級	主幹の職務
	6 級	課長、参事又は課長補佐の職務
	7 級	困難な業務を行う課長又は参事の職務

エ. 昇給

区 分		合 計	一 般 職	技能労務職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	7	7		
	昇給に係る職員数(B)(人)	7	7		
	号給数別内訳	2号給(人)			
		3号給(人)			
		4号給(人)	7	7	
		6号給(人)			
比 率 (B)/(A) (%)		100.0	100.0		
補正前	職 員 数 (A) (人)	7	7		
	昇給に係る職員数(B)(人)	5	5		
	号給数別内訳	2号給(人)			
		3号給(人)			
		4号給(人)	5	5	
		6号給(人)			
比 率 (B)/(A) (%)		71.4	71.4		

オ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.225 (1.175)	2.225 (1.175)	4.450 (2.350)	有	
補正前	2.225 (1.175)	2.225 (1.175)	4.450 (2.350)	有	
国の制度	2.225 (1.175)	2.225 (1.175)	4.450 (2.350)	有	

()内は、再任用職員の標準的な支給率

カ. 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	退職時 特別昇給	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職者特例措置 (2~4.5%加算)	無	H31.4.1現在
国の制度	〃	〃	〃	〃	定年前早期退職者特例措置 (2~4.5%加算)	〃	〃

キ. 地域手当

支給対象地域	東京都特別区	大阪市	福岡市
支給率 (%)	20.0%	16.0%	10.0%
支給対象職員数(人)			
国の制度 (支給率) (%)	20.0%	16.0%	10.0%

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	一般行政職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (平成31年4月1日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	異	支給単価が異なる
住 居 手 当	異	所有に係る住宅のみ
通 勤 手 当	異	交通用具使用のみ、支給単価が異なる